

■ Article ■

相続法改正の主要論点解説

一 「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」の概要一

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 中間試案の概要と審議スケジュール

日本では急速に高齢化社会が進展している。それに伴い、配偶者が死亡した場合に残された他方配偶者の生活に配慮すべきである等の社会情勢の変化に対応した相続制度の見直しの必要性が問われていた。現行相続法制については、昭和55（1980）年の改正以降実質的見直しはされてこなかったこともあり、法務省が相続制度の見直しについて審議し、意見を取りまとめたのが「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（平成28（2016）年7月。以下、「中間試案」という）である。

中間試案は、5つの改正項目を挙げているが、本稿ではその主要項目の概要を紹介することとする（執筆に当たっては、下記の関連ホームページを参照した）。

二 配偶者の居住権を保護するための方策

1. 短期居住権

(1) 見直しの必要性

配偶者の一方（A：被相続人）が死亡した場合に、他方の配偶者（B：生存配偶者）は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常である。特に、Bが高齢者である場合には、その居住権を保護する必要性は高まっていると考えられる。

しかし、BがAの許諾を得てA所有の建物に居住していた場合には、Bの地位は、Aの占有補助者としてその建物に居住しているにすぎないため、Aの死亡によりその占有補助者としての資格を失うという問題が生じる。これについてAの許諾を得てAの建物で同居してきたときは、当事者間の合理的意思表示に基づいて、相続開始から遺産分割終了までの間、無償の短期居住権が認められると解されている（最判平成8年12月17日・民集50巻10号2778頁）。

しかし、Aが明確にこれとは異なる意思を表示していた場合、例えばAがその居住建物を第三者Cに遺贈した場合には、Bの短期的な居住権は保護されないことになる。

(2) 中間試案の提案

そこで、「配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定する

までの間、引き続きその建物を無償で使用する事ができるものとする」という「短期居住権」を新設することを提案する。すなわち、相続開始から遺産分割によって居住建物の帰属が確定するまでの間の比較的短期間について、配偶者（B）がその居住建物を無償で居住することを認めるという制度である。

その際、短期居住権の取得によって得た利益は、Bが遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとしている。

中間試案は、短期居住権の効力として、①用法遵守義務及び善管注意義務（居住の目的・建物の性質により定まった用法に従って建物を使用し、善良な管理者の注意をもって建物を保存しなければならない）、②必要費及び有益費の負担を求めるとともに、③短期居住権を第三者に譲渡することや賃貸して収益を得ること等は制限するものとしている。

2. 長期居住権

(1) 見直しの必要性

平均寿命が伸長している現代では、相続開始時点で配偶者が高齢である場合に、その後も長期間にわたり住み慣れた居住環境での居住権を確保する必要がある。被相続人Aが死亡し、生存配偶者Bと子Cがいる事例で考えると、現行法下では、配偶者Bが従前居住していた建物に住み続けたいという希望を有する場合には、①Bがその建物の所有権を取得するか、②その建物の所有権を取得した他の相続人Cとの間で賃貸借契約等を締結することが考えられる。しかし、①は、居住建物の評価額が高額となり、Bがそれ以外の遺産を取得することができなくなってその後の生活に支障を来す場合も生じ得ることになる。また、②は、BとCとの間で賃貸借契約等が成立することが前提となるため、契約が成立しなければ、Bの居住権は確保されないことになる。

(2) 中間試案の提案

そこで、中間試案は、「配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利」である「長期居住権」を新設することを提案する。相続開始の時に被相続人（A）所有の建物に居住していた配偶者（B）は、Bに長期居住権を取得させる旨の①遺産分割協議・遺産分割の審判の確定、②遺言、③A・B間の死因贈与契約がある場合に、長期居住権を取得するものとし、その財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うものとする。

短期居住権との違いには、長期居住権について登記を認め、Bが登記したときには長期居住権を第三者に対抗することができること等が挙げられる。

三 遺産分割に関する見直し

1. 配偶者の相続分の見直し

(1) 見直しの必要性

A・Bが協議離婚する場合には、離婚した相手方に対し財産分与を請求でき（民法768条1項）、これに当たって家庭裁判所は、配偶者の貢献の程度を実質的に考慮して財産の分配を定めるものとされている（同条3項）。

これに対して、Aが死亡し、配偶者Bおよび子Cが相続する場合には法定相続によることとなる（民法900条1号：配偶者と子の場合、各2分の1）。相続では相続財産を巡る紛争は先鋭化しやすいため、権利関係について画一的に処理する必要性に配慮したものであるが、Aと長年同居して日常生活を支えてきたBの貢献は反映されない（民法904条の2の寄与分で考慮されるのみ）。

(2) 中間試案の提案

中間試案では、遺産分割の場面において、配偶者の貢献をより実質的に考慮するための方策として、甲案・乙案の2つの考え方を掲げている（計算式等の詳細は中間試案を参照）。

甲案は、被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方である。

乙案は、婚姻期間が長期間にわたり、相続財産のほとんどが婚姻後に形成されたものである場合には、相続における配偶者の取り分が離婚に伴う財産分与の場合とほとんど変わらないことになり、結果的に配偶者の生活保障という要素が十分に考慮されていないことにならないかとの指摘を踏まえた上で、婚姻成立の日から一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件の下で（乙-1案：夫婦の合意）、又は当然に（乙-2案）、配偶者の法定相続分を引き上げることとするものである。

2. 可分債権の遺産分割における取扱い

(1) 見直しの必要性

金銭債権等の可分債権について、最判昭和29年4月8日・民集8巻4号819頁は「法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」ため、現行の実務においても、原則として遺産分割の対象から除外され、例外的に、相続人全員の合意がある場合に限り、遺産分割の対象とするという取扱いがされている。しかし、前記の判例の考え方によると、例えば、遺産の全てあるいは大部分が可分債権である場合にも、可分債権については特別受益や寄与分を考慮することなく形式的に法定相続分に従って分割承継されることとなる結果、相続人間の実質的公平を図ることができない等の問題が指摘されている。

(2) 中間試案の提案

中間試案では、預貯金債権等の可分債権を遺産分割の対象に含めるものとし、

遺産分割がされるまでの間も原則として各相続人の権利行使を認める「甲案」と、遺産分割がされるまでの間は原則として各相続人の権利行使を禁止する「乙案」の2案が提示されている。

四 遺言制度に関する見直し

1. 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 見直しの必要性

近年、遺産分割が円滑に行われるように配慮して、自筆証書遺言は増加している。自筆証書遺言について、民法は、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない（民法968条1項）とする。また、自筆証書中の加除等の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければならない（同条2項）。こうした厳格な要式に合致しない遺言書は無効となるが、パソコンの普及した現状では方式の緩和が求められていた。

(2) 中間試案の提案

中間試案は、①自書を要求する範囲として、自筆証書遺言においても、「遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項」については、自書でなくてもよいものとし、②①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁に署名し、これに押印をしなければならないものとするを提案する。また、加除訂正の方式については、変更箇所「署名及び押印」→「署名のみ」で足りるという提案が示されている。

2. 自筆証書遺言の保管制度の創設

(1) 見直しの必要性

自筆証書遺言は、作成後に遺言書が紛失し、又は相続人によって隠匿若しくは変造されるおそれがあり、そのような裁判例もみられるところである。また、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内」に、相続の承認又は放棄をしなければならない（民法915条1項）ため、遺言書の存在を的確に把握する必要がある。

(2) 中間試案の提案

中間試案は、自筆証書遺言を作成した者が一定の公的機関（例えば、法務局、公証役場、市区町村等）に遺言書の原本の保管を委ねることができる制度を創設するものとする制度の新設を提案する。相続人、受遺者及び遺言執行者は相続開始後に、保管されている遺言書の原本を閲覧し、又は正本の交付を受けることができ、ここで保管された遺言書について、家庭裁判所の検認（民法1004条）を要しないものとされる。

五 遺留分制度に関する見直し

1. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直しの必要性

現行法上は、減殺請求により当然に物権的効果が生ずることとされている。

「物権的効果」とは、遺贈又は贈与の目的財産が特定物である場合には、減殺請求によって、遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭和51年8月30日・民集30巻7号768頁）ものであるから、減殺請求の結果、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多い。

しかし、被相続人Aが創業した会社の経営権（その基となる株式の大半）を長男Cに継がせるために遺贈しても、他の相続人（配偶者Bや他の子D）から遺留分減殺が行使されると、その者との間で株式の共有状態となり、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じるといった問題が指摘されている。

2. 中間試案の提案

中間試案は、遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとして、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。甲案・乙案の2つが提案されている。

甲案は、受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方である。乙案は、現物返還の主張がされた場合には、現行法と同様の規律で物権的効果が生ずるといった考え方である。

六 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1. 見直しの必要性

A・B夫婦は、Aの父親Cと同居していた。B（嫁）は長年Cの療養看護に努めてきたものであり、介護施設に入居するのに比べて費用が節減できていた。しかし、Cが死亡した時、Bは相続人ではない。現行法上、寄与分は、相続人のみ認められているため（民法904条の2）、遺産分割手続において、相続人でないBが寄与分や何らかの財産の分配を請求することはできない。

このような場合に、被相続人Cの療養看護等を全く行わなかった相続人（Aの兄弟姉妹D・E等）が遺産の分配を受け一方で、実際に療養看護等に努めたBが遺産の分配に与れないことについては、不公平感を覚える者が多いとの指摘がある。

2. 中間試案の提案

中間試案は、相続人以外の者が被相続人の療養看護等を行った場合における貢

献を考慮する方策として、甲案・乙案の2つの考え方を提示している。「甲案」は請求権者の範囲を2親等以内の親族に限定するものである。これに対し、「乙案」は寄与行為の態様を無償の労務提供に限定するものである。

《 関連ホームページ 》

○ e-Gov（電子政府の総合窓口）ホームページ

パブリックコメント：「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080149&Mode=0>

以上